

危機管理マニュアル

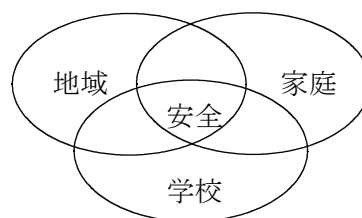
目次	頁
1 日常の危機管理	1
2 不審者対応	2
3 大規模地震発生時(震度 5 強以上)	6
4 竜巻発生時	14
5 局地的大雨(ゲリラ豪雨) 発生時	16
6 原子力災害発生時	19
7 気象災害 (豪雪)	20
8 問題行動対応	21
9 校外学習等の対応	26
10 緊急下校時の対応①	27
11 緊急下校時の対応②	28
12 負傷者等が出た場合	29
13 火災が発生した場合	30
14 食中毒が発生した場合	31
15 アナフィラキシー発症時の対応	32
16 校内救急医療体制	33
17 緊急連絡先一覧	34
資料 災害時避難経路 (校舎図)	
坂井市洪水避難地図 (洪水ハザードマップ)	

平成 3 1 年 4 月
坂井市立春江小学校

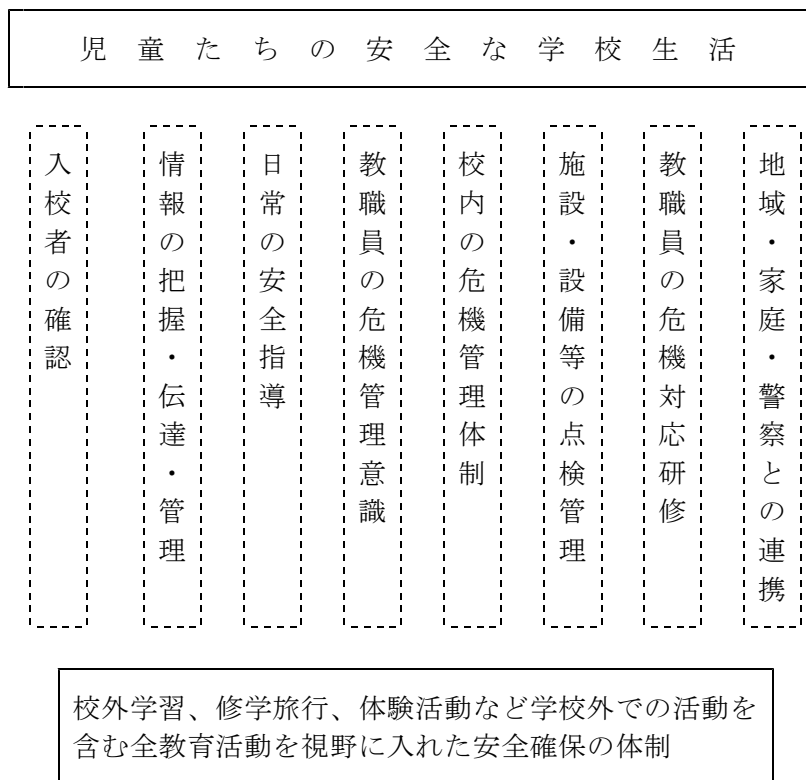
1 日常の危機管理

<地域との連携>

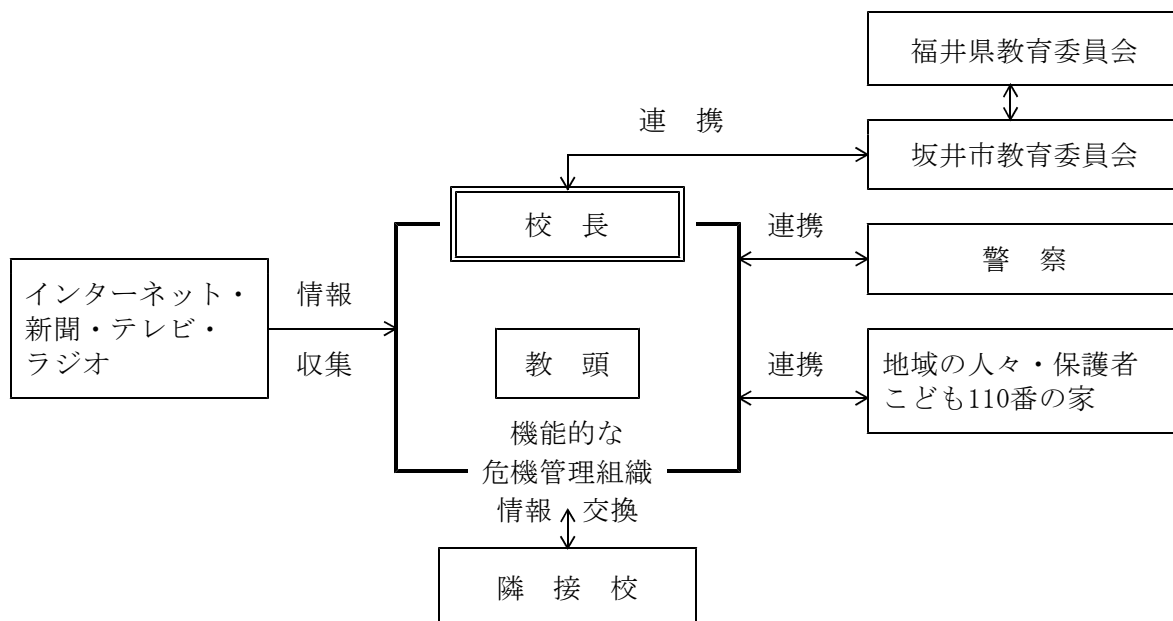
ポイント 保護者や地域の人々と連携し
日常的に学校づくりをすすめる体制が
児童の安全確保につながる！



<未然防止>



<情報管理の視点>



2 不審者対応

A 日常の安全確保

- 1 校舎内外の巡視
 - ①朝・昼・放課後・授業中（午前・午後）、その他必要に応じて行う。
授業中は、管理職（教頭）と学校施設員が行う。
 - ②異常なことがあれば、すぐに職員室や近くの教職員にハンドマイク（校舎各階配置）や火災報知器等で知らせ、児童の安全確保にあたる。
 - ③ハンドマイクや携帯電話を持って巡視する。
- 2 出入り口等の開閉
 - ①児童玄関・非常口等の出入り口は、内鍵をかけておく。職員玄関も鍵をかけておく。
 - ②非常口を明示し、避難経路を確認しておく。
- 3 校地校舎の安全点検
 - ①安全点検は、定期的（月に1回）に行い、不備な施設や設備を修繕する。
特に、火災報知器、窓や扉の開閉、施錠の状態が十分かを点検し、異常な場合は速やかに修繕する。
- 4 来校者（保護者・業者等）への対応
 - ①来校者は、インターフォンで連絡をして職員玄関から入り、事務室で用件を告げる。
 - ②来校者は、職員玄関で来校者受付簿に「来校時間」「氏名」「用件」「車両No.」を記入する。
 - ③来校者には、挨拶や「どんな用件ですか。」などと言葉かけをし、不快感等の刺激を与えないよう心がける。
 - ④不審者と思われる人が玄関等で教職員や児童の呼び出しを求めた時、それには応じない。
粗暴な行為に及ぶときは、教職員で対応し警察に連絡する。 ⇒ B 緊急時の安全確保へ
 - ⑤不審者が学校からの退校要求を無視し、校内に侵入したときは、職員室に連絡し、全教職員で対応する。状況に応じて警察に連絡する。全教職員は児童の安全確保に努める。
⇒ B 緊急時の安全確保へ
 - ⑥校内電話での児童の呼び出しは慎重に対応する。
- 5 児童への指導
 - (1)登下校時の指導
 - ①決められた通学路を複数で登下校する。
 - ②「こども110番の家」などの場所や危険個所を確認するための集団下校指導を行う。
（PTA等の協力を状況に応じて依頼する。）
 - ③危険を感じたら大声を上げ、近くの民家や商店（こども110番の家）等に助けを求め、すぐに110番通報で警察に連絡する。
その後、必ず家庭と学校に連絡し、保護者や教職員の迎えを待つ。
 - ④不審者を見たり、危害を受けている児童を見たりしたら、③と同様に行動する。
 - ⑤常時、防犯ブザー等の防犯器具を携帯する。

(2) 在校時の指導

- ①不審者と思われる人に校舎内外で出会ったら、相手を刺激しないで、すぐに近くの教職員や職員室に知らせる。
- ②不審者が進入して身の危険を感じたら、大声で助けを求め、すぐにその場から避難し、近くの教職員に知らせる。
近くに教職員がいない場合は、携帯電話で直接職員室へ連絡する。
- ③最悪の状態を想定し、身を守る方法として身の回りの物（消火器・机・椅子等）を使用し、自分を守るように指導しておく。

(3) 帰宅後の指導

- ①暗い所や人気のない所など危険な場所へ行ったり、一人で遊んだりしない。
- ②公園や広場等で危険を感じたら大声を上げ、その場を素早く離れ、「こども110番の家」「コンビニ」「ガソリンスタンド」など大人のいる場所へ助けを求める。
そこで家庭に連絡し、迎えに来てもらう。警察や学校にも連絡する。
- ③一人で留守番をしているとき、電話や来訪者に安易に対応しない。

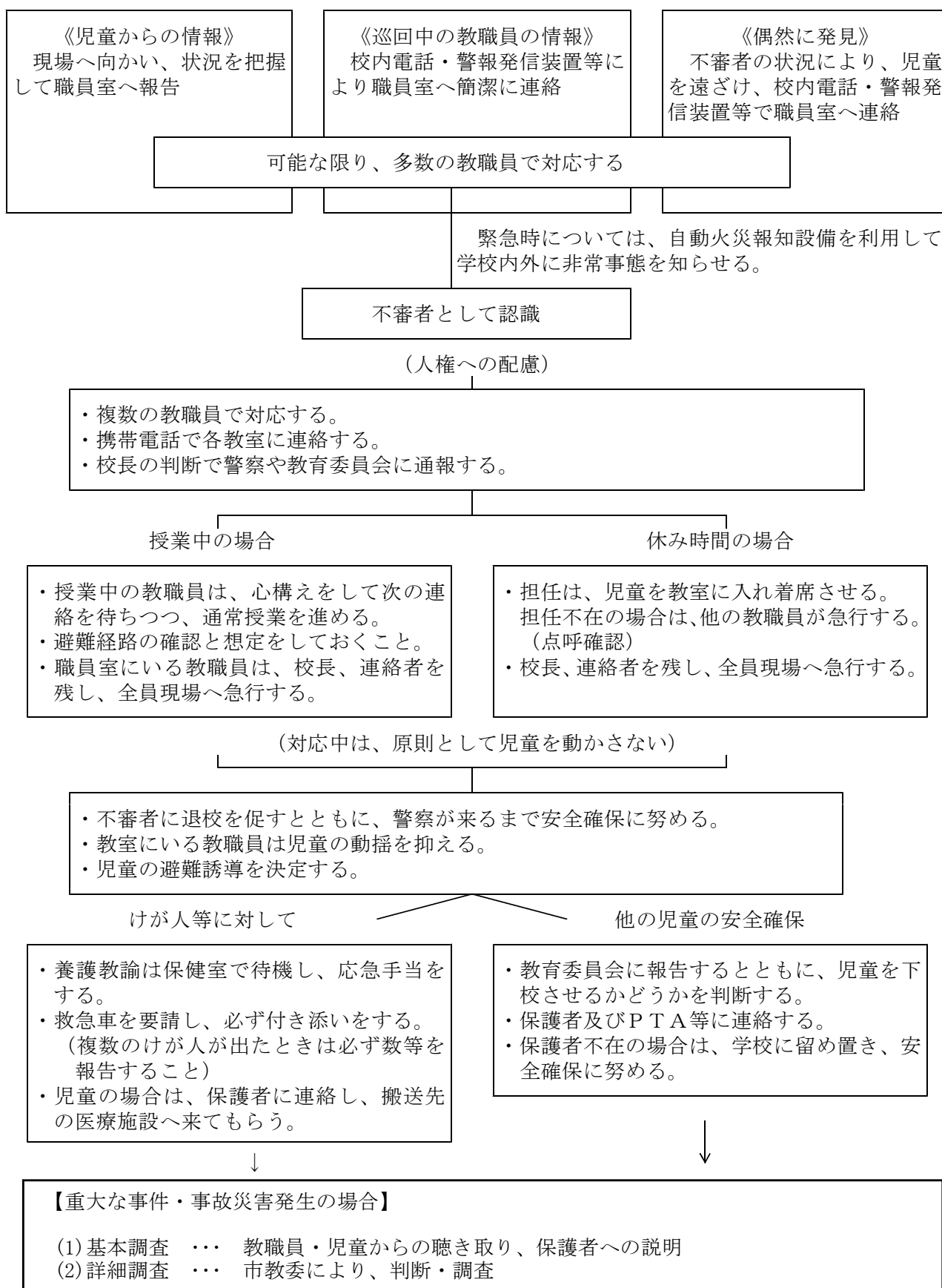
6 教職員の共通理解

- ①休み時間を含め、教職員の校舎内外巡視を強化する。
- ②登下校指導を徹底する。
- ③不審者と思われる人を見たら、声をかけ、用件を聞く。状況により、近くの教職員に知らせ、不快感等刺激を与えないよう対応する。
- ④校区内外を問わず不審者が出た場合は、情報を正確に把握し、管理職に知らせる。
- ⑤「こども110番の家」等から緊急の連絡が入ったら、場所や児童の様子を確認し、すぐに現場に駆けつける。
状況を正確に把握し、児童の安全確保に努める。
保護者や関係機関へ連絡する。
- ⑥放課後に個別指導などで児童を残す場合は、必ず関係教職員がついて指導する。
遅くなる場合は保護者に連絡し、迎えに来てもらうなど適切な措置を講ずる。
- ⑦護身術の研修会を開くなどして、不審者への対応能力を高める。

7 家庭・地域社会・他機関との連携

- ①日頃から保護者・地域への情報提供等の協力依頼をしておく。
- ②隣接校や関係機関との連携を強化する。
- ③PTA等の協力を得て「こども110番の家」等の場所を確認する。
地域の全家庭へ児童の安全確保に協力してもらえるよう依頼しておく。
- ④定期的に警察官の巡視を依頼する。
- ⑤児童の安全確保に関するいろいろな情報交換の場を設定する。
- ⑥緊急出動連絡体制を整えておく。

B 緊急時の安全確保



C 学校行事の緊急対応(参観日、運動会等)

【保護者参観日】

- 1 万が一、不審者が侵入した場合は、**B 緊急時の安全確保** の行動をとる。
- 2 全校に緊急放送が流れた際は、各担任等教職員は、児童を動揺させないように、保護者に対し簡単に事情を説明し、教室等で児童を守ってもらうよう依頼する。その際、保護者や児童が動揺しないよう、落ち着いて対応する。
- 3 教職員は、防御できる用具を持ち、保護者に対しても準備してもらうよう依頼する。
- 4 その後については、放送等の指示に従い、避難または待機する。

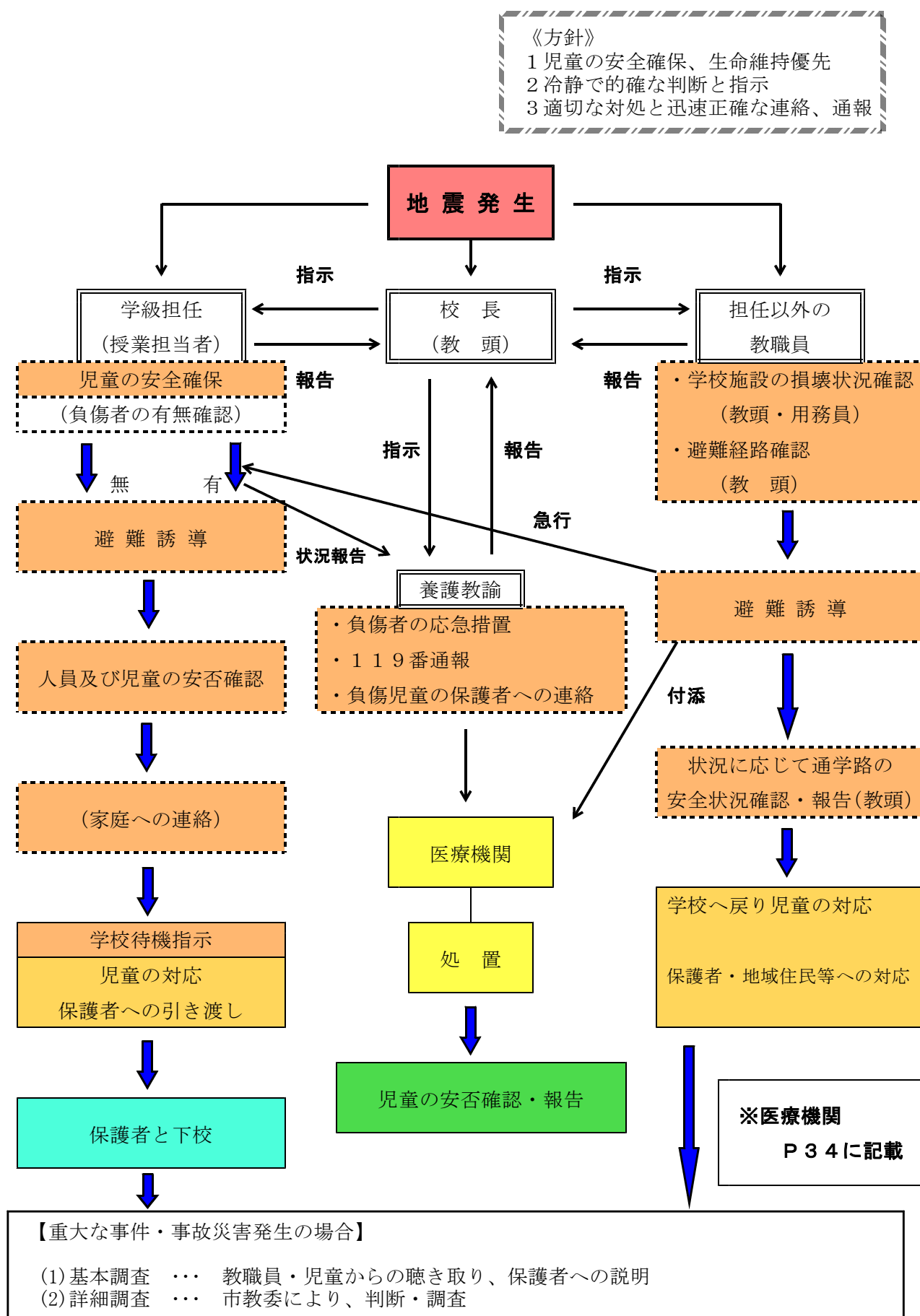
【運動会等】

保護者参観日に準ずるが、次の点について追加又は変更し、臨機応変に対応する。

- 1 児童は校庭で活動しているので、それぞれの学年、組の児童を、担任を中心としてしっかり掌握しておく。
- 2 昼食時は、昼食会場となる校庭や体育館を巡視する。
- 3 校庭に不審者と思われる人物が現れた場合は、声をかけて、正当な理由があるのかを尋ねる。また、近くにいる複数の教職員で取り囲み、児童に近づけないようにするとともに、防御できる用具を準備する。その際、近くにいる保護者にも協力を求める。また、児童をその場から遠ざけ、安全を確保する。
- 4 校庭以外で緊急事態が発生し、校庭の教職員等に不審者の状況が確認できない場合は、緊急放送を行い、状況を知らせる。その場合、まず児童の安全を確保し、また、保護者にも協力を求める。

3 大規模地震発生時(震度5強以上)

1 教育活動中における対処、救急及び緊急連絡体制



◇教職員の役割及び行動

○校長（教頭）

【主な役割】

全体の総括、避難誘導の指示、学校施設及び児童の状況把握、教育委員会・報道機関との対応など

【地震発生後の行動】

- ①災害の状況を確認し、避難誘導を指示する。
- ②負傷者の有無を確認し、下記のことについて指示する。
 - ・負傷者への対応と応急処置
 - ・救急車及び医療機関への連絡
 - ・負傷者の保護者への連絡
- ③避難誘導後、人員の確認を指示する。
- ④地震の大きさの把握を行い、次の対応に備える。（震度5強以上を確認次第）
- ⑤学校待機の指示をし、待機場所への誘導を指示する。
- ⑥各家庭に学校への迎えの依頼についての連絡をするように指示する。
- ⑦災害状況に応じて通学路の安全確認を行うよう指示する。
- ⑧保護者への確実な引き渡しを行うよう指示する。
- ⑨必要に応じて、教育委員会や報道機関などへ連絡、報告、基本調査・詳細調査を行う。

○学級担任

【主な役割】

児童の安全確保、避難誘導、負傷者の確認、家庭への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①児童に対して、机の下にもぐるなど、余震が収まるまでその場から動かないよう冷静に指示する。
- ②校長の指示により、指定された避難場所へ避難誘導する。
なお、負傷者がいた場合には、職員室へ状況を報告するとともに、負傷者対応部隊が来るまでその場において他の児童に避難の指示を行う。必要に応じて応急処置を行う。
- ③避難後の人員確認を行い、校長に報告する。
- ④校長の指示により、児童を待機場所へ誘導し、保護者が迎えに来るまで安全に待機させる。
- ⑤校長の指示により、各家庭へ迎えの依頼についての連絡を行う。
- ⑥学校で待機している児童の対応にあたり、保護者へ確実に引き渡す。

○担任以外の教職員

【主な役割】

避難経路の確認、児童の安全確保、避難誘導、負傷者への対応、通学路の安全確認（災害状況に応じて）、下校指導など

【地震発生後の行動】

- ①学校施設の損壊状況や避難経路の安全確認を行う。
- ②負傷者がいた場合には、現場へ急行し、負傷者を避難誘導する。必要に応じて応急処置を行う。
- ③負傷者が医療機関へ行く場合、付添をする。負傷者の状況を随時、校長に報告する。
- ④児童が避難後、校長の指示により、通学路の安全確認（災害の状況に応じて）を行い、状況を校長に報告する。
- ⑤学校へ戻り、児童生徒や保護者、地域住民等の対応にあたる。

○養護教諭

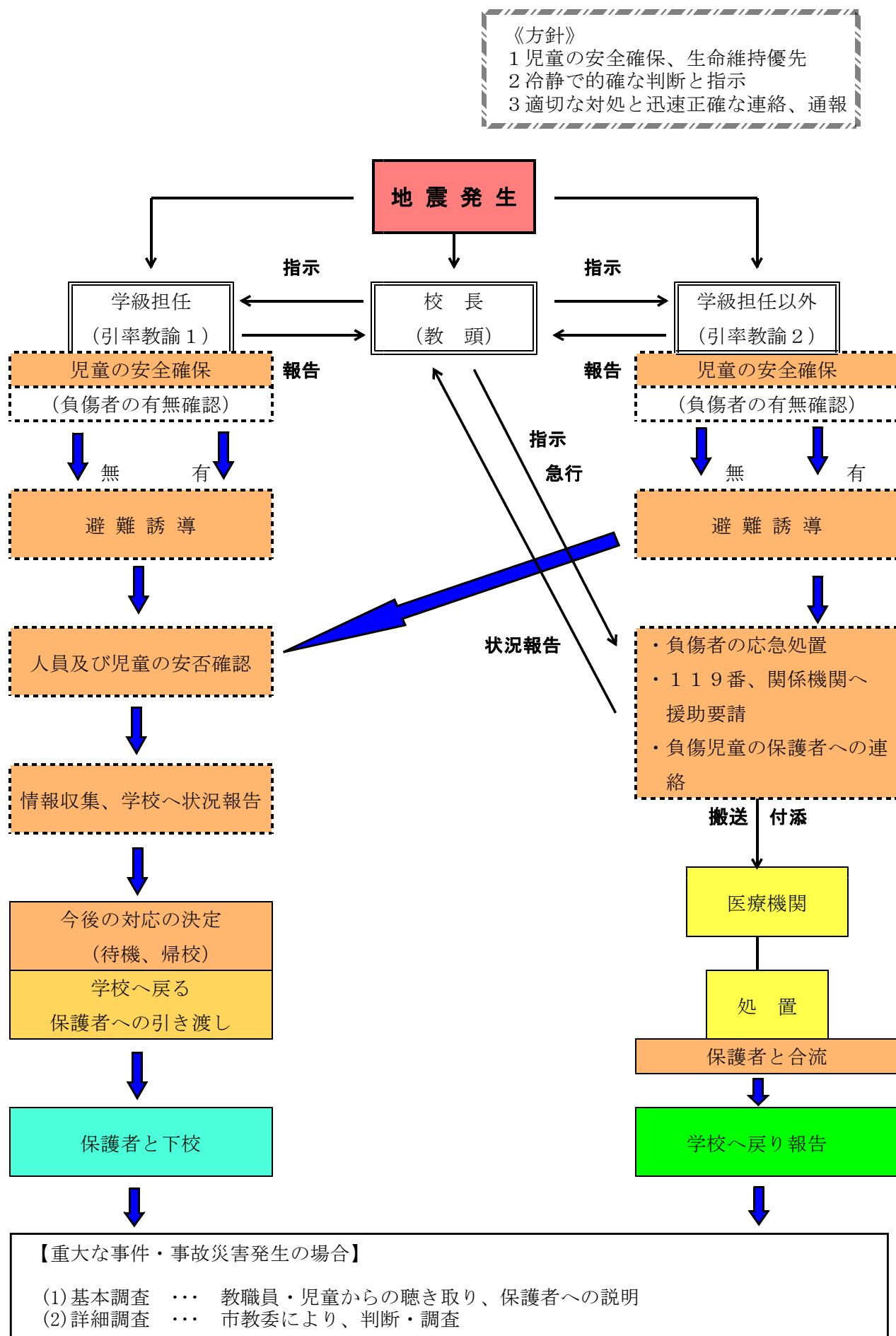
【主な役割】

負傷者への応急処置、負傷者の状況報告、救急車の要請、医療機関への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①負傷者の状況を把握し、校長に報告するとともに、必要に応じて救急車の要請や医療機関への連絡を行う。
- ②負傷者の保護者へ連絡し、状況を伝えるとともに、負傷者のもとへ行くよう依頼する。
- ③避難後、負傷者の応急処置をする。
- ④児童の心身の健康状態を把握する。

2 校外活動中における対処、救急及び緊急連絡体制



◇教職員の役割及び行動

○校長（教頭）

【主な役割】

現地情報の収集、避難誘導の指示、児童の状況把握、教育委員会・報道機関との対応など

【地震発生後の行動】

- ①災害の状況を確認し、避難誘導を指示する。
- ②負傷者の有無を確認し、下記のことについて指示する。
 - ・負傷者への対応と応急処置
 - ・救急車及び医療機関、地元の関係機関への連絡
 - ・負傷者の保護者への連絡
- ③避難誘導後、人員の確認を指示する。
- ④地震の大きさの把握を行い、次の対応に備える。（震度5強以上を確認次第）
- ⑤（各家庭に学校への迎えの依頼についての連絡をするように指示する。）
- ⑥必要に応じて、現地へ教員を派遣する。
- ⑦必要に応じて、教育委員会や報道機関などへ連絡、報告、基本調査・詳細調査を行う。

○学級担任（引率教諭）

【主な役割】

児童の安全確保、避難誘導、負傷者の確認、学校への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①児童に対して、安全な場所に身を寄せるなど、余震が収まるまでその場から動かないよう冷静に指示する。
- ②揺れがおさまるのを待って、安全な場所へ避難誘導する。
なお、負傷者がいた場合には、他の引率教諭と連携して応急処置を行う。
- ③避難後の人員確認を行い、校長に報告する。
- ④校長の指示により、児童を待機場所へ誘導し安全に待機させる。
- ⑤学校へ状況を報告し、今後の対応（待機、帰校）の指示に従う。

○担任以外の引率

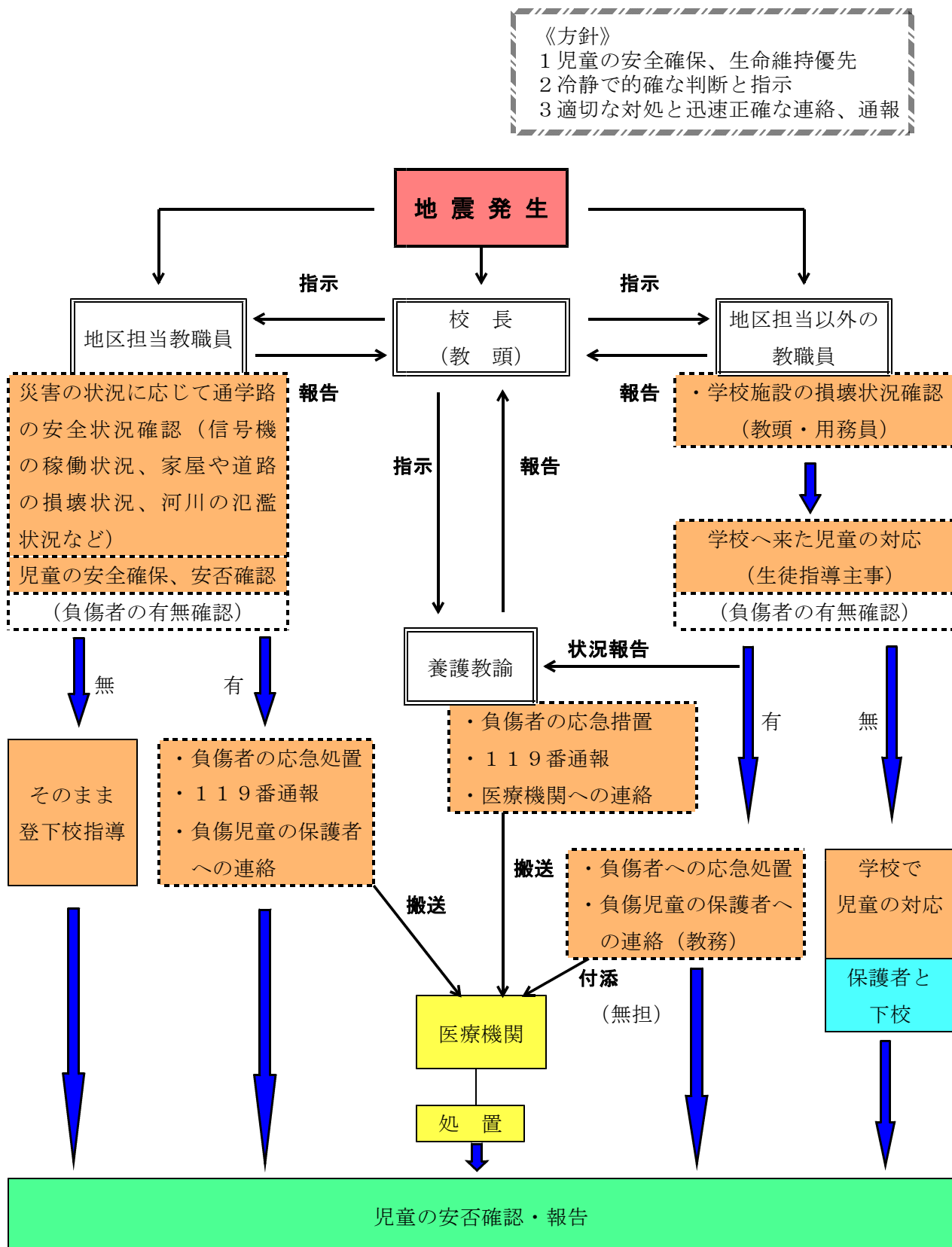
【主な役割】

児童の安全確保、避難誘導、負傷者への対応、救急車の要請、負傷した保護者への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①児童に対して、安全な場所に身を寄せるなど、余震が収まるまでその場から動かないよう冷静に指示する。
- ②揺れがおさまるのを待って、安全な場所へ避難誘導する。
- ③負傷者がいた場合には、負傷者を避難誘導する。必要に応じて応急処置を行う。
- ④負傷者が医療機関へ行く場合、付添をする。負傷者の状況を随時、保護者、校長に報告する。
- ⑤搬送医療機関で、（教頭）、（保護者）と合流する。
- ⑥学校へ戻り、児童や保護者、地域住民等の対応にあたる。

3 登下校中における対処、救急及び緊急連絡体制



【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

◇教職員の役割及び行動

○校長（教頭）

【主な役割】

全体の総括、避難誘導の指示、学校施設及び児童の状況把握、教育委員会・報道機関との対応など

【地震発生後の行動】

- ①災害の状況を確認し、地区の巡回（災害状況に応じて）と学校施設の安全点検を指示する。
- ②負傷者の有無を確認し、下記のことについて指示する。
 - ・負傷者への対応と応急処置
 - ・救急車及び医療機関への連絡
 - ・負傷者の保護者への連絡
- ③避難誘導後、人員の確認を指示する。
- ④通学路の安全確認（災害状況に応じて）を行うよう指示する。
- ⑤学校の対応について保護者へ連絡をするよう指示する。
- ⑥下校指導の指示をする。
- ⑦下校後、児童が無事に帰宅できたかの確認を行うよう指示する。
- ⑧必要に応じて、教育委員会や報道機関などへ連絡、報告、基本調査・詳細調査を行う。

○地区担当教職員

【主な役割】

児童の避難誘導、負傷者の確認、家庭への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①（担当する地区を巡回（災害状況に応じて）し、児童の安全確認と通学路の安全確認をする。）
- ②校長の指示により、指定された避難場所へ避難誘導する。
なお、負傷者がいた場合には、職員室へ状況を報告するとともに、負傷者対応部隊が来るまででその場において他の児童に避難の指示を行う。必要に応じて応急処置を行う。
- ③避難後の人員確認を行い、校長に報告する。
- ④校長の指示により、各家庭へ下校についての連絡を行う。
- ⑤下校後、児童が無事に帰宅できたかの確認を行い、校長に報告する。

○地区担当以外の教職員

【主な役割】

避難経路の確認、児童の避難誘導、負傷者への対応、通学路の安全確認（災害状況に応じて）、下校指導など

【地震発生後の行動】

- ①学校施設の損壊状況や避難経路の安全確認を行う。
- ②負傷者がいた場合には、現場へ急行し、負傷者を避難誘導する。必要に応じて応急処置を行う。
- ③負傷者が医療機関へ行く場合、付添をする。負傷者の状況を随時、校長に報告する。
- ④児童が避難後、通学路の安全確認（災害の状況に応じて）を行い、状況を校長に報告する。
（学校で待機している児童の対応にあたり、待機児童がいない場合は、下校指導にあたる。）
- ⑤通学路の安全が確保され、児童が下校となった場合、そのまま下校指導を行う。
通学路の安全が確保されず、児童が学校待機となった場合、学校へ戻り、児童の対応にあたる。
（必要に応じて下校指導を行う）

○養護教諭

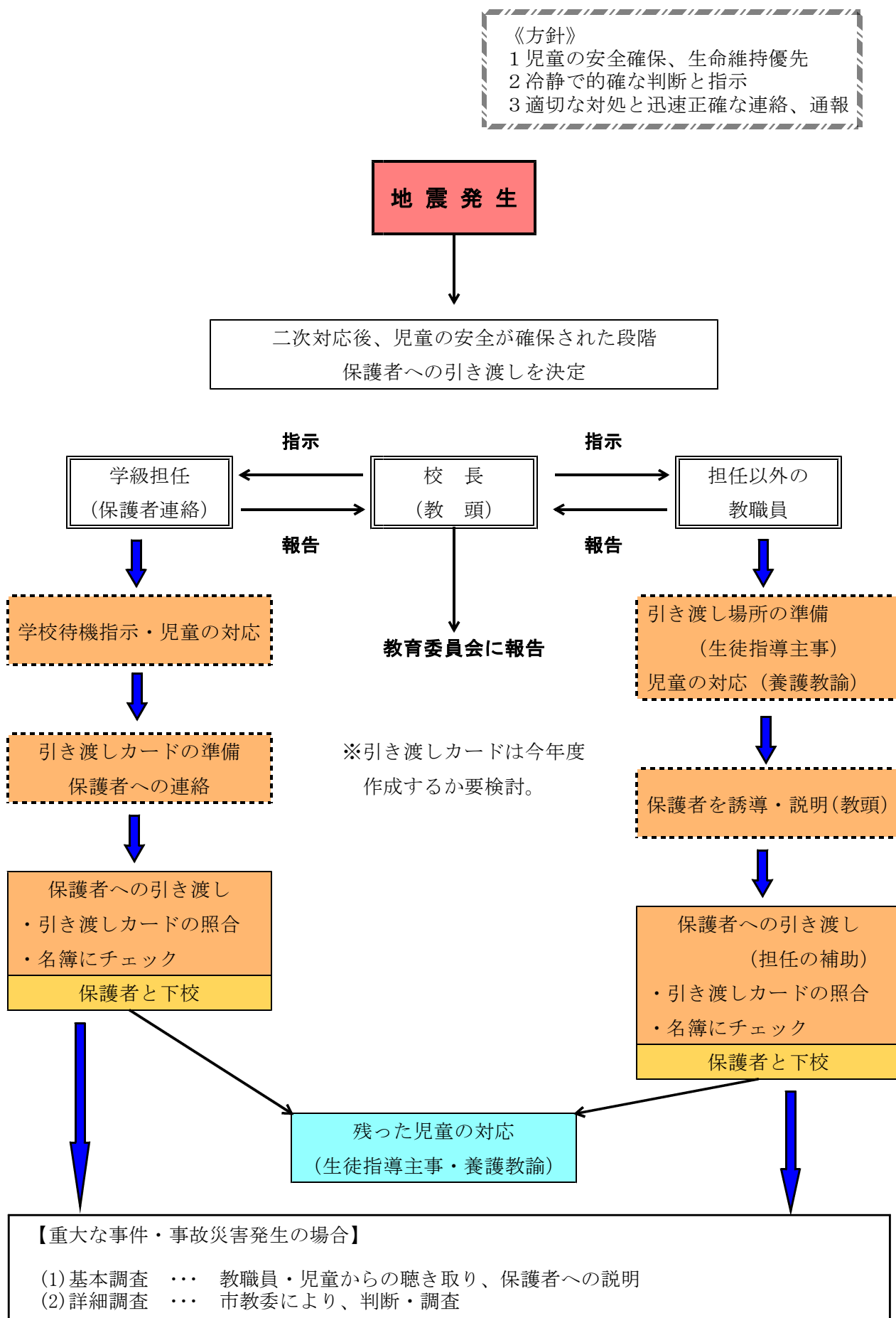
【主な役割】

負傷者への応急処置、負傷者の状況報告、救急車の要請、医療機関への連絡など

【地震発生後の行動】

- ①負傷者の状況を把握し、校長に報告するとともに、必要に応じて救急車の要請や医療機関への連絡を行う。
- ②負傷者の保護者へ連絡し、状況を伝えるとともに、負傷者のもとへ行くよう依頼する。
- ③避難後、負傷者の応急処置をする。
- ④児童の心身の健康状態を把握する。

4 大規模地震発生時（震度5強以上）の保護者への引き渡しの流れ



◇教職員の役割及び行動

○校長（教頭）

【主な役割】

全体の総括、学校施設及び児童の状況把握、引き渡しの判断、教育委員会・報道機関との対応など

【二次避難後の行動】

- ①地震の大きさの把握を行い、次の対応に備える（震度5強以上を確認次第）
- ②学校待機を指示し、待機場所への誘導を指示する。
- ③各家庭へ学校への迎えの依頼についての連絡をするよう指示する。
- ④災害状況に応じて通学路の安全確認を行うよう指示する。
- ⑤保護者への確実な引き渡しを行うよう指示する。
- ⑥必要に応じて、教育委員会や報道機関などへ連絡、報告、基本調査・詳細調査を行う。

○学級担任（授業担当者）

【主な役割】

児童の安全確保、避難誘導、家庭への連絡、確実な引き渡しなど

【二次避難後の行動】

- ①校長の指示により、児童を待機場所へ誘導し、保護者が迎えにくるまで安全に待機させる。
- ②校長の指示により、各家庭への迎えの依頼についての連絡を行う。
- ③学校で待機している児童の対応にあたり、保護者へ確実に引き渡す。
- ④保護者等の迎えが困難な児童の対応にあたる。

○担任以外の教諭

【主な役割】

避難経路の確認、児童の安全確保、避難誘導、引き渡し場所の準備、保護者の誘導、保護者への説明など

【二次避難後の行動】

- ①学校施設の損壊状況や避難経路の安全確認を行う。
- ②校長の指示により、引き渡し場所の開設・準備を行う。
- ③校長の指示により、保護者の誘導、保護者への説明にあたる。
- ④引き渡しの際、担任の補助にあたる。
- ⑤保護者等の迎えが困難な児童の対応にあたる。

○養護教諭

【主な役割】

保護者の迎えが困難な児童の心のケアなど

【二次避難後の行動】

- ①児童の心身の健康状態を把握する。
- ②待機が長時間に及ぶ場合、不安を訴える児童の心のケアに努める。

4 竜巻発生時

1 竜巻注意情報等の把握と周知

○大気が不安定な状況等の気象情報が前日から出されている場合、特に屋外での学校行事が予定されている時には、普段以上にテレビやインターネット等で気象情報を把握し、積乱雲が発生しやすい気象状況かどうかを確認し、状況によっては中止や延期等についても検討する。

キーワード：「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」

○竜巻注意報等が発表されたときには、校内放送等で教職員及び児童へ注意を促す。

※竜巻の予兆

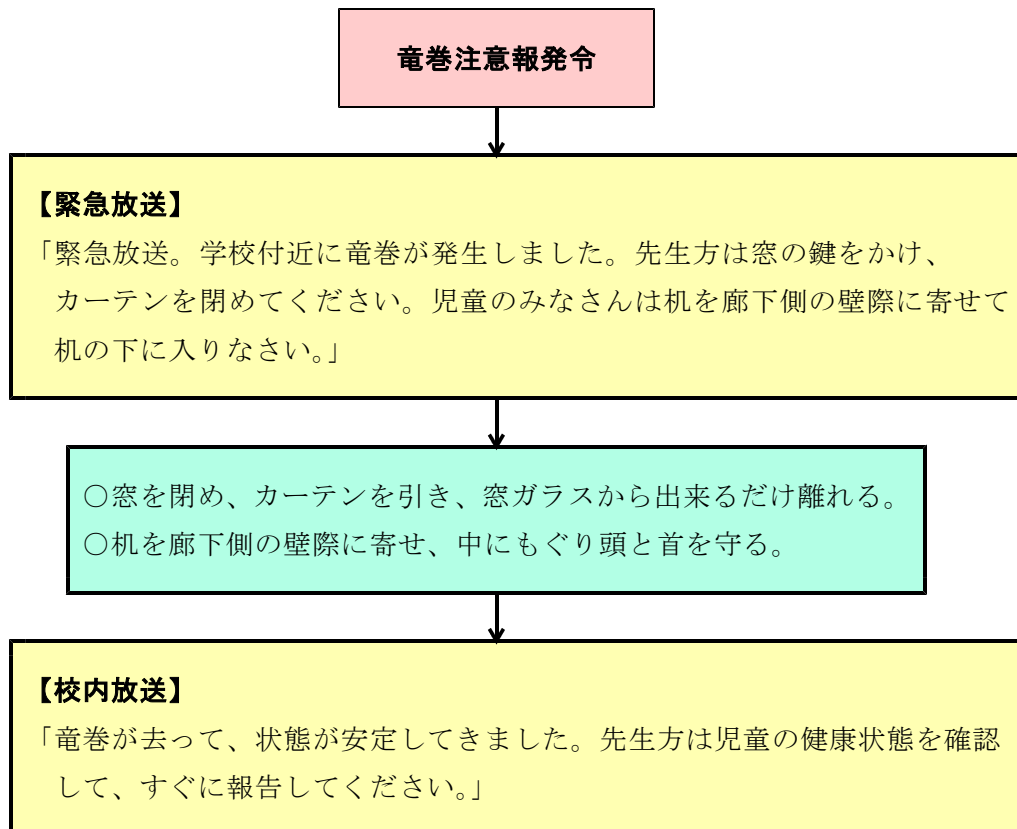
- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や、ひょうが降り出す。

※竜巻が近づく際の特徴

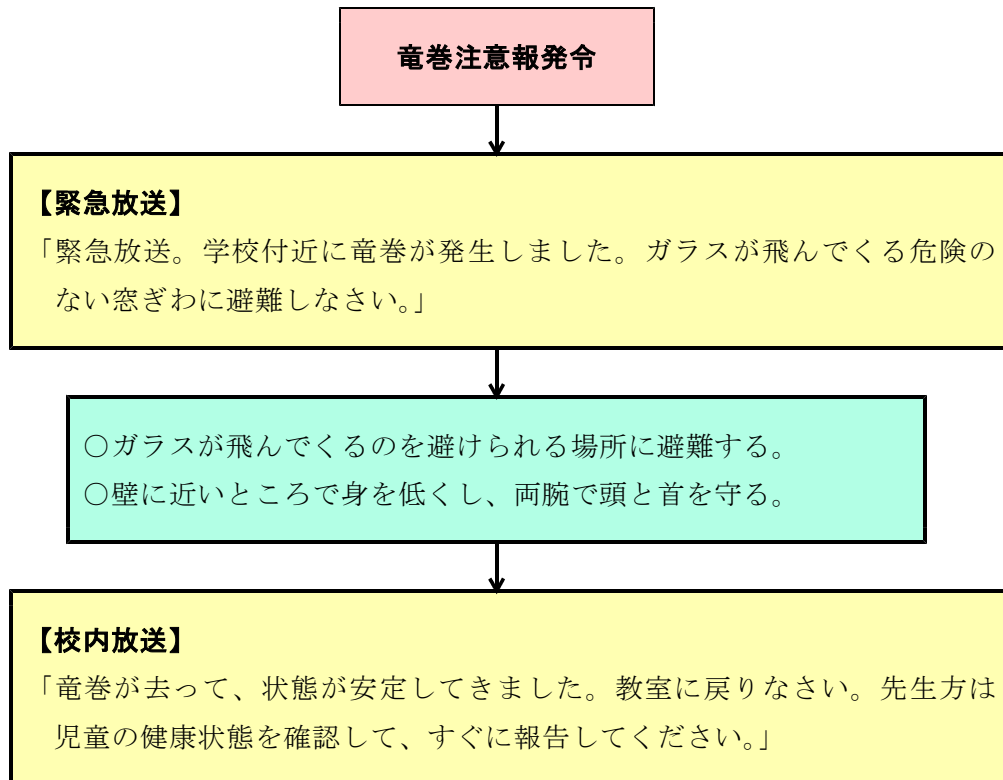
- ・「ゴー」というジェット機のような轟音がする。
- ・真っ黒い雲から漏斗状の雲が下がってくる。
- ・飛散物が筒状に舞い上がる。

2 さまざまな場面での対応

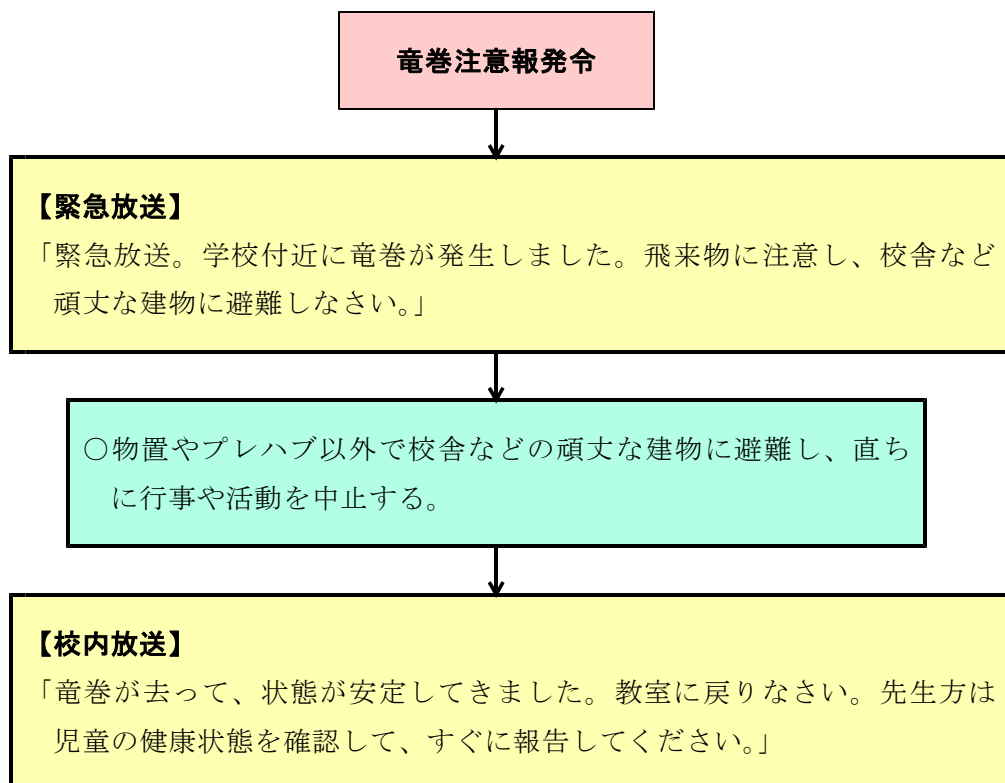
(1)教室にいるとき（授業中）



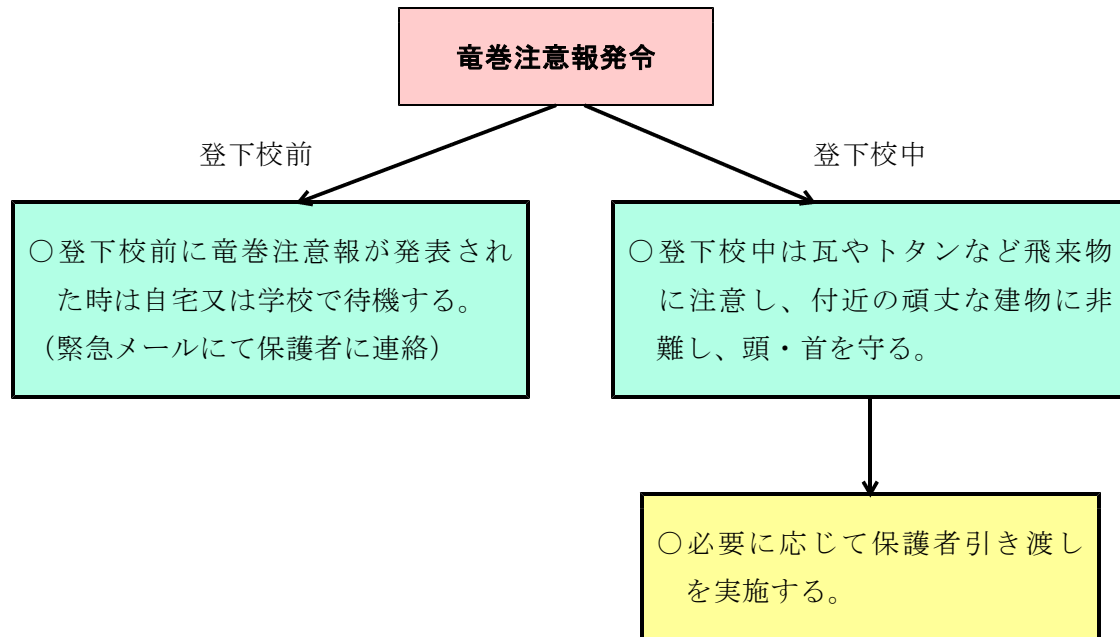
(2) 教室以外の校舎内にいる場合（休み時間、掃除等）



(3) 屋外にいる場合（体育、行事等）



(4) 登下校前、登下校中、登下校後



3 天候回復後の対応

- 必要に応じて児童生徒の自宅の被害状況を把握するための家庭訪問を実施する。
- 必要に応じて通学路の被害状況を分担して確認し、適宜危険箇所での登校指導や見守り活動の実施をする。
- 学校、保護者、教育委員会間の情報共有を図る。

【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

5 局地的大雨(ゲリラ豪雨)発生時

1 集中豪雨と局地的大雨（ゲリラ豪雨）の違い

○**集中豪雨**：前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起きるもので、激しい雨が数時間にわたって降り続き、狭い地域に数百mmの総雨量となる。

○**局地的大雨**：いわゆるゲリラ豪雨のことで、単独の積乱雲が発達することによって起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数十mm程度の総雨量となる。極めて局地的に大雨を降らせ、かつ雨雲の発生から降雨の最大化までの時間が非常に短いため、現在の技術では事前に発生場所や時刻の特定、雨量の予測は、地震と同様に大変困難である。

2 局地的大雨注意情報等の把握と周知

- 大気が不安定な状況等の気象情報が前日から出されている場合、特に屋外での学校行事が予定されている時には、普段以上にテレビやインターネット等で気象情報を把握し、積乱雲が発生しやすい気象状況かどうかを確認し、状況によっては中止や延期等についても検討する。
- 日頃から危険箇所を把握し、安全マップに掲載するなど学校、地域、家庭での情報共有を図る。

- ・河川、ため池等の氾濫の恐れがある場所の把握
- ・崖崩れ等の土砂災害の起こりやすい場所の把握
- ・通学路の浸水、冠水しやすい箇所の把握

※ハザードマップ参照

※局地的大雨の予兆

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や、ひょうが降り出す。

3 さまざまな場面での対応

①登校前

- 道路の浸水、冠水、土砂災害等の恐れがある場合は地域の状況により登校の可否等を決定し保護者に速やかに連絡する。
- 登校する際には河川、ため池等に近づかないようにする。

②下校前

- 気象状況や通学路の危険箇所を確認し、下校のタイミングを的確に判断する。
- 早めの下校を実施し、危険な状況下での下校をさせない。
- 必要に応じて保護者引き渡しを実施する。

避難場所：避難勧告が出されたあと、各住民が避難する場所
春江小学校、春江中学校

【想定例】

- ①児童が登校後、天候が急変、局地的な大雨となり、付近の磯部川の氾濫が予想されるまでになった。
- ②大型の竜巻が発生し、校区内の施設に被害を与えているという情報が入った。

対応

- (1) インターネットなどにより、気象庁、地方気象台等の情報収集を行う。
- (2) 近隣の学校と情報交換をする

春江西小学校 (51-0152)	大石小学校 (72-0030)
春江東小学校 (58-5820)	春江中学校 (51-0188)

- (3) 児童を下校させるか、引渡しを行うか判断する（校長・教頭・教務）
- (4) 教職員を集めて以後の措置を説明する
 - ※できる限り休み時間に集めるが、緊急を要する場合は授業中もあり得る。
- (5) 保護者へ経過措置を緊急メールで知らせる（教務）
 - 緊急メール未加入者へ連絡する（事務・無担）
 - 教育委員会・児童クラブ・関係機関などへ経過措置を連絡する（教頭）
 - ※時間的に余裕がある場合は、経過を知らせる手紙を作成し児童に配布する。（教頭・教務）

集団下校の場合	引渡しの場合
○体育館に地区別に集合する。 1年生は6年生が教室まで迎えに行く ○集団登校のグループで整列する。 ○地区担当教員の引率で集団下校する。 ○引率が不可能な場合は学校へ留めおく。	○体育館に学年ごとに集会の隊形で整列 ○迎えに来た保護者に児童を引き渡す。 - 出席簿にある名簿に、だれに渡したかを記録する（間柄、氏名） ○迎えに来ることができない児童は、学校へ留めておく。（保護者へは連絡し了解を得る。）



【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

6 原子力災害発生時

【ポイント】

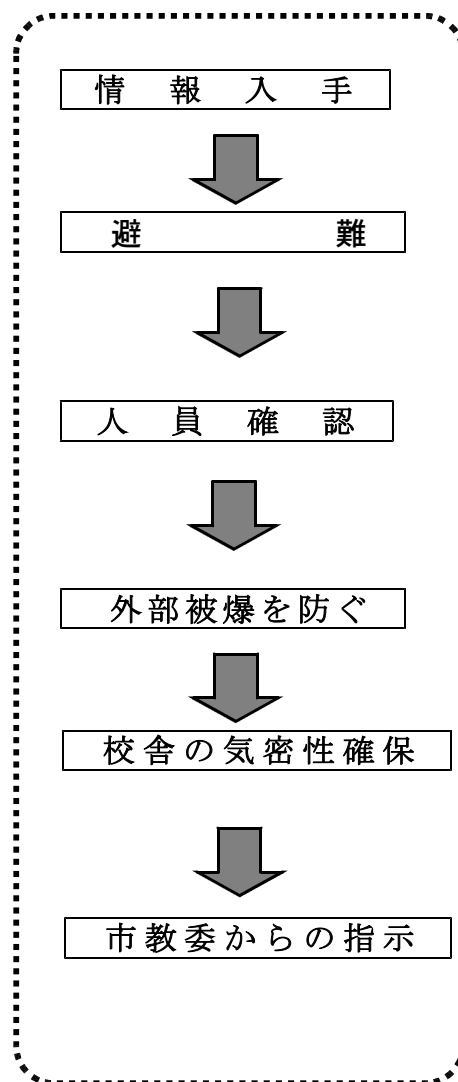
★ 事前に原子力災害についての知識を学ぶ

★ 正しい情報の入手

※本校は、一番近い敦賀の原子力発電所から直線で約50kmしか離れていない。

★ 避難場所の確認

- 1 正しい情報の入手
テレビ・ラジオ・インターネット
- 2 児童を校舎内へ入れ、人員確認。
校外学習時は、コンクリート屋内避難
- 3 外部被爆を防ぐ。
衣服をはらう、園児児童の顔や手足を
洗う。うがい。マスクの準備
- 4 校舎の機密性を高めるために
窓を閉めて、換気扇を止める。
暖房や冷房も止める。
- 5 給食の食器にラップをかけ、食缶のふたをする。
- 6 市教委の指示を待つ。
連絡がとれない場合は、校長判断。
- 7 電気が止まることが予想されるので、
飲み水をポットなどに確保する。
バケツに水（トイレ用）を確保する。
外部・内部被爆についての協議
- 8 市教委の指示により、保護者に連絡をとる。
(電話・緊急メールなど)
引き渡しカードで確認をし児童を引き渡す。



7 気象災害(豪雪)

★ 事前に気象災害についての知識を学ぶ

※文部科学省のHP

★ 正しい情報の入手

※気象庁・地方気象台・坂井市災害防災本部など

★ 避難方法・場所の確認

1 避難情報の入手

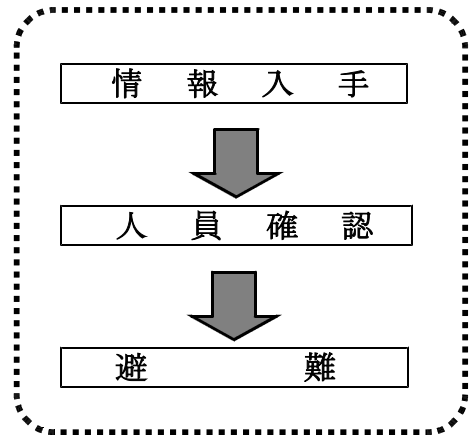
- ・気象庁、地方気象台
 - ・市教委
 - ・市災害防災対策本部
 - ・インターネット・テレビ
- 停電時：ラジオ（乾電池用意）

2 避難方法の協議

○豪雪・・・集団下校が可能なとき

道幅が狭く、滑りやすい。吹雪時に車に注意。

側溝が雪で覆われていたり、雪解け水があふれたりする場合で、集団下校が危険な時→保護者への引き渡しを行う。電話・緊急メールなどで連絡をし児童を引き渡す。



<校舎屋上の除雪について>

◎ 雪下ろしのめやす

校 舎：警戒積雪 1 m 4 0 c m，設計最大積雪 2 m

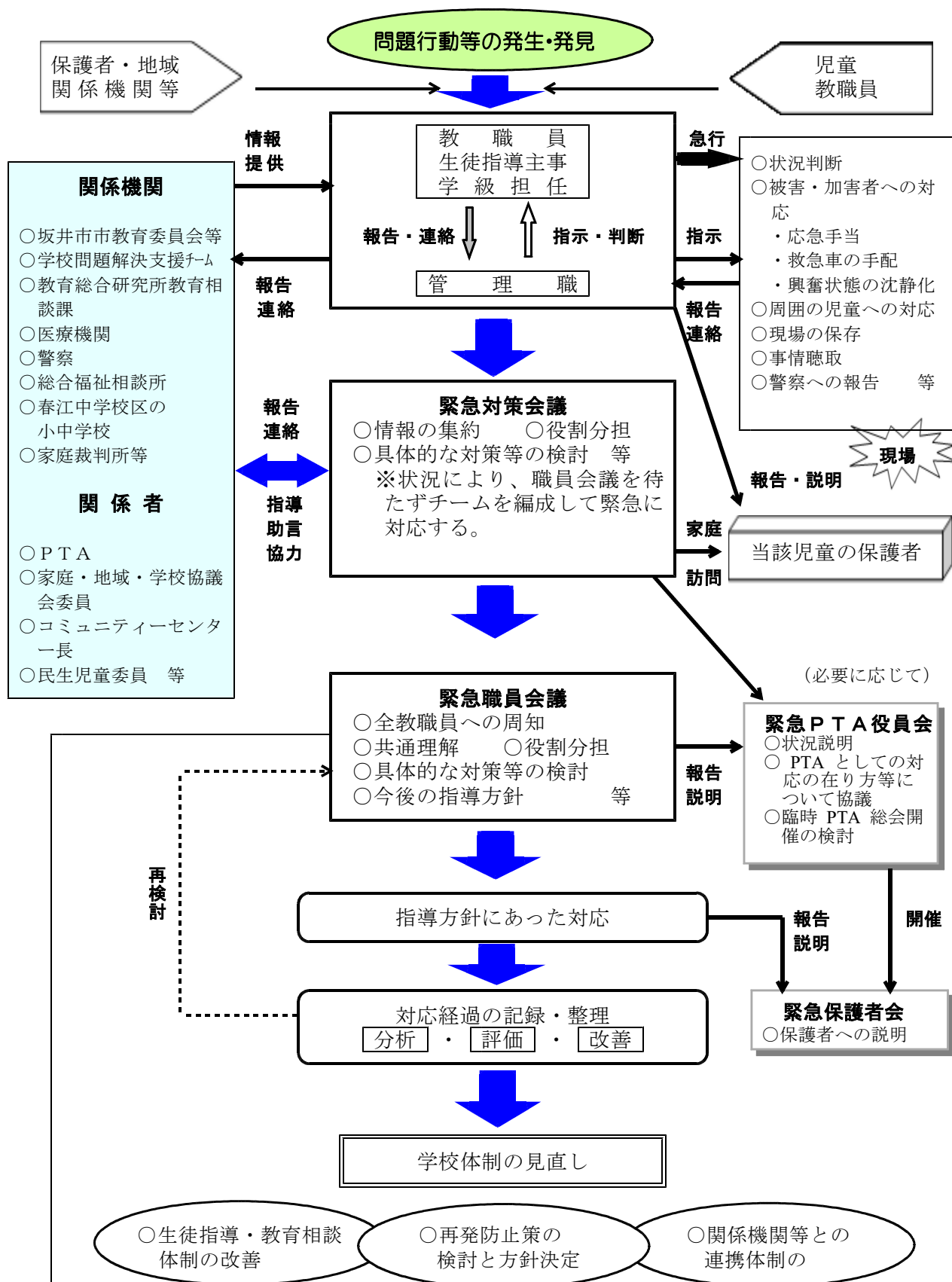
体育館：警戒積雪 2 m，設計最大積雪 3 m

◎雪下ろしについては，教職員・PTA・地域住民の協力を得て実施。

【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 …… 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 …… 市教委により、判断・調査

8 問題行動対応



【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

【問題行動(暴力行為)】

【想定例 1】

休み時間に6年生児童が些細なことから口論となり、激情したAが近くにあったハサミで友人Bの顔面を刺そうと脅しをかけた。不運にもハサミがBの目に刺さり、教室は大騒ぎとなった。クラスの子が職員室に駆け込んで事態を知らせた・・・。

対応

【教頭を中心とする救急チーム】(教頭 養護教諭 担任)

- (1) 職員室にいる者2名以上は養護教諭を伴い、直ちに現場に急行。
- (2) 応急処置(現場に到着した職員)
- (3) 保健室に搬送。場合によっては担架を使用する。
- (4) 教頭(校長)は救急車の要請を命じる。 ※場合によっては春江病院へ緊急搬送
- (5) 被害児童保護者への連絡(事務職)、市教委(学校教育課)へ第1報を入れる。
- (6) 救急病院への搬送(養護教諭・担任)
- (7) 基本調査、詳細調査の実施
- (8) 保護者への謝罪と状況説明(状況把握チームより)、再発防止策の策定・実施

【生徒指導主事を中心とする状況把握チーム】(生徒指導主事 学年主任 教育相談)

救急処置が行われている間に

- (1) 状況を目撃した児童を集める。
- (2) できるだけ大勢で一人ひとりから目撃証言を集める
- (3) 加害児童への聞き取り
- (4) 証言を集約する。
- (5) 被害児童のいる病院に赴き保護者へ説明。
- (6) 加害児童の保護者への状況説明(生徒指導)、再発防止策の策定・実施

【教務主任を中心とする自習体制チーム】(教務主任 研究主任 支援員)

- (1) 救急や聞き取りのために教諭がいないクラスへの補欠割り当てまたは自習の指示
- (2) 補欠教員がいない場合は、全員を体育館や集会室など適切な場所に集め、読書などを行うよう指導し監督する。
- (3) 他児童への心のケア、支援

【想定例 2】

授業中、些細なことで立腹したADHDの診断を受けているK君。わめきちらし、暴れてガラスに物を投げつけ何枚も割ってしまった。授業担当教員を殴ったり蹴ったりする。

対応

- (1) 周りにいる児童を教室から出したり教室の隅に寄せたりして、危害が及ばないよう避難させる。
- (2) 直ちに職員室に連絡(携帯電話または児童)
- (3) 教務主任 教頭 校長 手すき教員は現場に急行する。
- (4) 何人かで該当児童を取り押さえ、別室に連れて行く。
- (5) クールダウンできるまで監督する(担任以外の教員2名以上)
- (6) 該当クラスの活動指示(担任)、教室の現場復旧(担任以外の教員)

問題行動(いじめ)

【想定例】

夜、家でくつろいでいると、保護者よりかなり怒った声で電話があった。内容は「うちの子がクラスでいじめにあって学校に行きたくないと言っている。担任は毎日どのように対応しているんだ!」という内容であった。

対応

(A) 状況に全く気づいていなかった場合

- (1) 情報をいただいたお礼。気づかなかったことに対する謝罪。
- (2) 状況を聞き取り、メモする。(時刻が早ければ家庭訪問して聞き取り)
- (3) 早急に対応することを約束する。
- (4) 明日登校できるように依頼。児童と話ができればさせていただく。
- (5) 教頭(校長)に連絡

－ 翌 日 －

- (6) 基本調査・・・1校時が始まるまでの時間を使って該当者、周りで見ていた児童から聞き取り、
事実確認(担任・学年主任・教務主任・生徒指導主事 複数で協力して)をする
と共に、今後の行動について指導する。
- (7) 放課後、聞き取り調査を照合し、事実関係を把握する。
- (8) 担任より被害児童保護者への報告(できるだけ家庭訪問で)
今後の指導について説明。

○加害児童には、直ちに厳重に指導したこと。
○加害児童保護者にもお知らせし、指導をお願いすること。
○経過観察の時間をいただきたいということ。ケースによって(学年主任・生徒指導主事・教頭)が同行する。

(9) 担任より加害児童保護者への連絡(家庭訪問または学校で)

家庭訪問または学校で行いたい。同日が無理な場合は翌日。
ケースによって(学年主任・生徒指導主事・教頭)が同行する。
今後の指導について説明。

(10) 以後の生活の様子を観察し、改善していなければケース会議を開く。

(11) 学校だけで対応できない場合は、坂井市青少年愛護センター、市教委へも応援を求める。

(B) 学校で気がついて対応しているがうまくいっていない場合

- (1) 情報提供のお礼。学校で取り組んでいることの説明。
功を奏していない事へのお詫び
- (2) できれば面会して話を聞きたいが、無理なら電話にて状況の傾聴。
- (3) 早急に、管理職と相談し、対応をすることを約束する。
- (4) 教頭(校長)へ連絡。

－ 翌 日 －

(5) 授業開始前から、新たな事実について確認

複数教員で協力して

被害者への対応〔学級担任・養護教諭〕

- 1 話をうなずきながら聴く
- 2 本人の訴えた言葉を繰り返してあげる
- 3 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
- 4 分からないことを質問する
- 5 本人が努力していることを支持する

加害者への対応〔学級担任・生徒指導主事〕

- 1 事実を明確にし、事実に従って指導する。
- 2 相手の身になってよく考えさせ、反省を求める。
- 3 社会で許されない行為で、相手は悩み苦痛を味わっていることに気づかせる。

傍観者への対応〔学級担任・生徒指導主事〕

- 1 「観衆」や「傍観者」はいじめを助長したり、抑えたりする重要な存在である。
- 2 いじめられる側にも問題があるという受け止めは許されない。
- 3 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。

保護者への対応〔学級担任〕

- 1 保護者の心情を理解する。
- 2 事実だけをきちんと伝える。
- 3 具体的な助言をし、共に対応する姿勢を示す。

地域・マスコミへの対応〔教頭〕

- 1 できるだけ早く、正確な情報を提供する。
- 2 メッセージを単純化し、決して嘘はつかない。
- 3 被害者に対して同情的であること。

問題行動(行方不明)

【想定例 1】

昼休み終了後、5校時を始めようとしたところ、クラスの S がいない。保健室に連絡したが来ていないとのこと。クラスの子が、校門から出て行く S を見たと言った。

対応

- (1) 直ちに教頭（校長）に連絡。
- (2) クラス担任以外の教職員（支援員 養護教諭 教頭）で学校付近を搜索（携帯を所持する）
- (3) 担任は自宅に連絡、状況説明、協力を求める。
担任は残された児童へ自習の指示。搜索に加わる。校長は自習教室の監督。
見つければ学校に連れて帰り、事務職員は搜索した者全員に連絡をして搜索を終了する。
- (4) 学校では、学年で1名が自習監督に当たり、他の2名は搜索に加わる。
- (5) 保護者に警察への届け、緊急メール使用、PTA への搜索協力要請の了承をとり、できるだけ大勢の目で搜索する。
―― 児童が見つかったら ―
- (6) 学校の外へ出ることがいかに危険なことであるか、十分に指導する。
保護者へ家庭訪問か学校へ来校してもらい、指導の協力を求める。
- (7) 以後の生活態度を継続観察する。特に、休み時間の行動に注意する。

【想定例 2】

休日4時頃、保護者から電話がかかってきた。午前中、厳しく子どもを叱ったところ、昼ご飯になっても子どもが帰ってこない。友達の家にもいないようである。

対応

- (1) 直ちに教頭（校長）に連絡。
- (2) 学校に対策本部を設ける。
校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 担任
- (3) 保護者に警察への届け、緊急メール使用、PTA への搜索協力要請の了承をとり、できるだけ大勢の目で搜索する
- (4) 時間が経過しても発見できない場合は必要に応じて、教職員全員に搜索の応援要請をかける。
- (5) 教職員は2名で1台の車に乗り、校区を搜索。

児童が負傷したり・誘拐事件であった場合（悪い事態）

- (6) 一般の教職員は自宅へ戻る。
- (7) 教頭（校長）が学校に残り、マスコミへの対応をする。
- (8) 被害児童の心のケア（担任 カウンセラー 養護教諭）
- (9) 児童 保護者への状況説明（校長 教頭）

【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

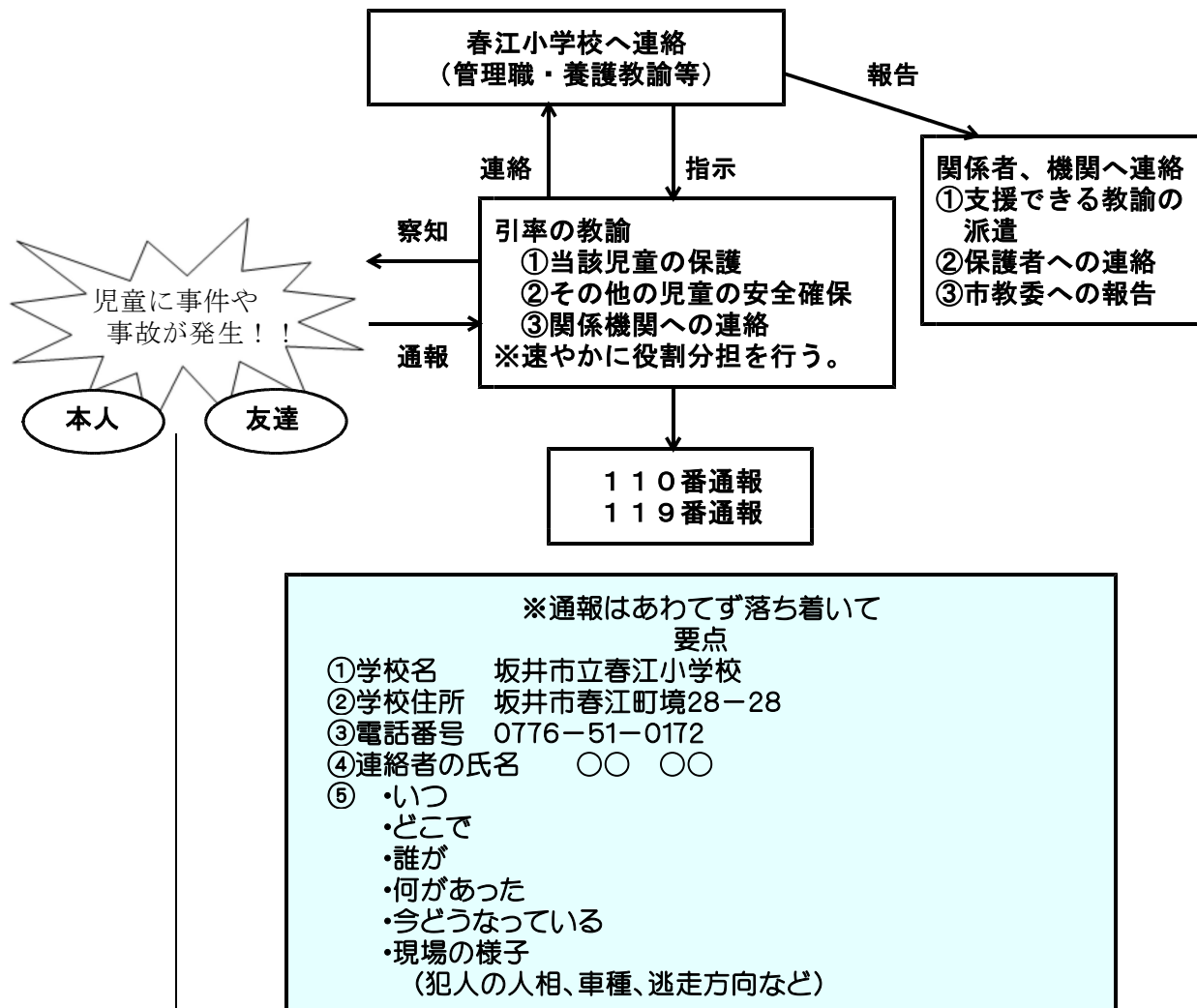
9 校外学習時

(修学旅行・宿泊学習・社会見学・校外学習等)

《未然防止のために》

- ①校外学習を行う前に、関係機関や実地調査を行い、事前の安全確認をする。
- ②活動場所で不測の事故が起こった場合、迅速な対応ができるよう、病院や警察署などの住所、電話番号を確認する。
- ③児童の「健康調査」を事前に行う。
- ④出発前の健康観察を行う。
- ⑤児童にルールやマナーを守ることを指導する。
- ⑥不測の事態に備え、携帯電話、ホイッスルを持って行く。

事件や事故が発生した場合



【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

10 緊急下校時の対応(①校長が独自に判断する場合)

緊急事由

- ・不審者等による児童の身体・生命に関わる場合
- ・犯罪等の発生により直接的・間接的に児童に影響が懸念される場合
- ・地震、台風や大雨等の風水害、大雪などにより下校時の安全確保が必要な場合

- ・各方面に問い合わせ、確実な情報かを確認し、状況を全教職員が見ることができる職員室の黒板に記載し、整理する。
- ・危険の程度を的確に判断する。
- ・教育委員会より指示があれば従う。
- ・教職員への伝達を含む素早い対応を検討する。

授業中の場合

- ・各教室に状況説明をするとともに、次の行動を指示する。
- ・グラウンドや体育館の場合は教職員が直接伝令する。

休み時間の場合

- ・校内放送で「臨時職員会議をしますので先生方は職員室へお集まりください」と流し、担任を集める。
- ・事態を周知徹底し、指示する。(議論はしない)
- ・この間、担任以外は校舎内を巡回する。
- ・緊急を要する場合は児童を教室に戻し、点呼確認する。

(原則として児童を動かさない)

状況により、警察、教育委員会へ連絡し、警備を要請する。

緊急に一斉下校させる場合

- ・保護者へ一斉メールを配信する。
- ・教職員は、通学路の安全を確認する。
- ・保護者不在の場合は学校に留め置く。
- ・教育委員会に措置を報告する

授業を継続し一斉下校する場合

- ・教育委員会に措置を報告するとともに、職員室にいる教職員は校舎内外を巡回する。
- ・保護者へ一斉メールを配信する。

【重大な事件・事故災害発生の場合】

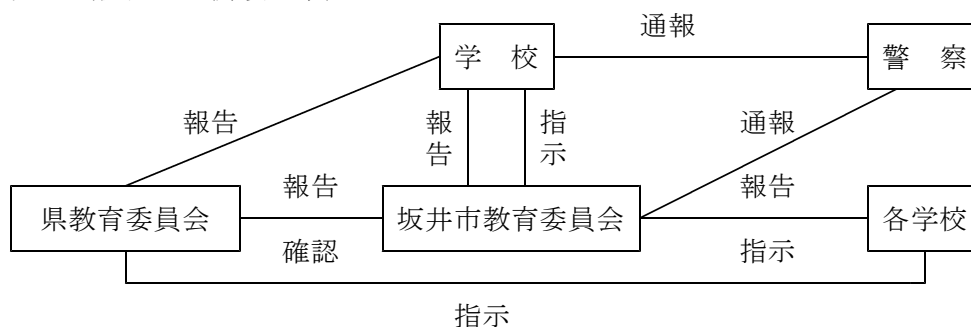
- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

11 緊急下校時の対応(②教育委員会から緊急指示が出た場合)

想定される緊急指示

- ・校区内や隣接地域に挙動不審者等が潜在及び徘徊している可能性があり、下校等の安全確保が必要な場合
- ・地震、台風や大雨等の風水害、大雪などにより、下校等の安全確保が必要な場合

緊急事由発生（校区内・隣接地域）



【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

危険度合	緊急対応の視点
レベルA	・ 次の指示があるまで学校の管理のもと、児童は学校で待機 ・ 係活動等の中止 ・ P T A 役員の臨時招集（携帯電話持参の依頼） 〔緊急下校が危険である場合〕 ・ 保護者連絡（緊急迎えの依頼） ・ 保護者不在の場合は、連絡が取れるまで学校待機 ・ 教職員による安全確保 ・ 事後措置について教育委員会へ連絡
レベルB	・ 教職員による通学路の安全確認 ・ 係活動等の中止 ・ 児童の人員確認と下校指導 ・ 保護者への一斉下校への協力依頼 ・ 緊急一斉下校 ・ 教職員と P T A との協力による通学路、現地での指導 ・ 完全下校確認 ・ 事後措置について教育委員会へ連絡
レベルC	・ 学校長判断による対応 ・ 事後措置について教育委員会へ連絡

学校外での活動中の対応

- ・ 事件事故の際の役割分担を決めておく。児童の中で負傷者が出た場合は、誰がどこに搬送されているか確実に把握しておく。
- ・ 全体指導者が常時使用できる連絡手段（携帯電話等）を持っていること。
- ・ 学校より教員を緊急に現場へ派遣する。

12 負傷者等が出た場合

・安易な判断は禁物

・保護者との細かな相互連絡、連携

複数の教職員による対応

- ・負傷者、発症者の人数、クラス、氏名、状況を確認する。
- ・負傷部位によっては動かさないこと
- ・状況によっては応急処置を施す。(止血法、心肺蘇生法等)

負傷者搬送

- ・緊急時には、救急車で搬送する。
- ・保健室に搬送後、養護教諭の判断に委ねる。
- ・校長に報告し、担任に連絡する。
(学校での搬送の場合は営業車を利用する。)

現場の安全
確保と維持

- ・周囲の児童から事情を聞き、記録する。
- ・周辺の児童の安全確保に努める。

- ・児童に服薬、アレルギー等の注意事項がないか、保健調査票等でチェックする。

救急車で搬送

学校での搬送（営業車）

- ・保護者へ連絡する。搬送先が分からないときは、自宅か職場で、保険証持参で待機してもらう。
- ・児童に服薬、アレルギー等の注意すべきことがないか必ず電話で確認をする。

- ・搬送前に家庭に連絡し、簡単な事情説明と指定の病院等を聞く。
- ・保険証を持って病院に来てもらうように連絡する。
- ・児童に服薬、アレルギー等の注意すべきことがないか必ず電話で確認をする。

(保護者が来るまで養護教諭、担任は病院で待機)

- ・医師より状態の説明を受ける。
- ・保護者とともに担任、養護教諭等が同席することが望ましい。

- ・帰校し、学校長・教頭に報告する。
(※必要があれば管理職も見舞う。)
- ・養護教諭は、対応状況等を記録しておく。

【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

13 火災が発生した場合

- ・ 出火場所を数カ所想定しての避難訓練を実施しておく。
- ・ 平素から校門付近や校舎内の障害物を撤去しておく。
- ・ 炎より煙対策を講じておく。
- ・ 多数の負傷者に対応できるように訓練する。
- ・ 消防車、救急車と交錯しないような避難経路の確保に努める。
- ・ 平素から消火器の所在、使い方を全員が熟知しておく。ヒューマンエラーを防ぐ。
- ・ 持ち出し書類等を確認しておく。

火 災 発 生

- ・ 消防署へ連絡、出動要請を行う
- ・ 教育委員会へ連絡する。
- ・ 教職員による初期消火活動。
- ・ 児童を出席簿で確認する。
- ・ 最も安全なルートと避難場所を決定する。

初期消火成功

- ・ 児童を教室に入れ、担任が状況説明し、混乱を静める。
- ・ 火災場所の現状維持に努める。
- ・ 放火の疑いがあれば、職員室にいる教職員が校内の巡視に回る。

平常に戻り授業継続

初期消火失敗

- ・ 避難の放送を入れる。
- ・ あわてずに誘導する。

避難場所で

- ・ 点呼、確認、報告をする。
- ・ 負傷者の確認をする。
- ・ 負傷者が複数いる場合は、学年、氏名を把握する。
- ・ 搬送先の病院へ付きそう。

- ・ 授業継続か一斉下校かを判断する。
- ・ 教職員への指示徹底を図る。

- ・ 教育委員会へ報告する。
- ・ 保護者へ説明する。
- ・ 報道機関への対応を行う。(窓口一本化)

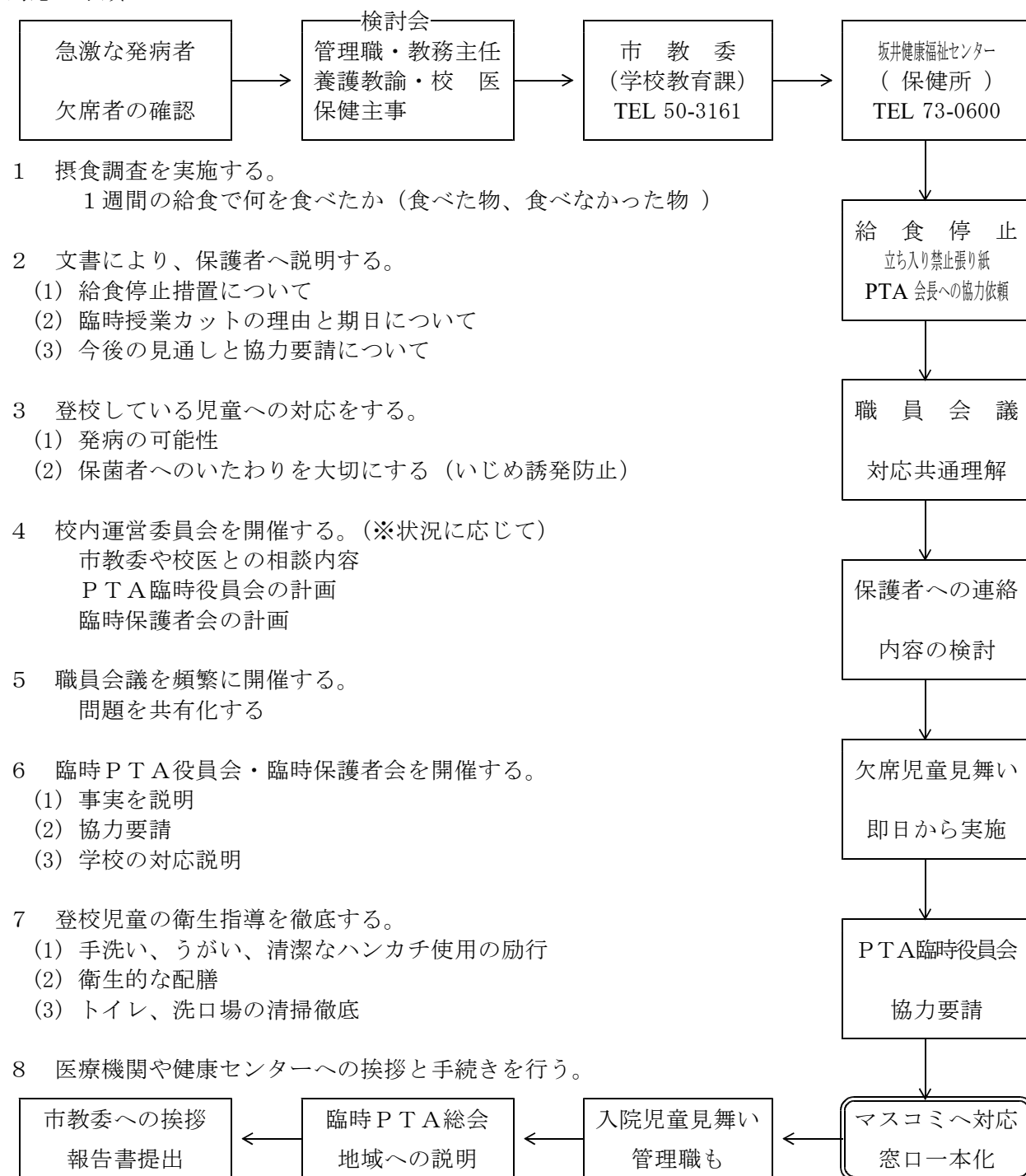
【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

14 食中毒・感染性胃腸炎が発生した場合

- ・被害児童の一日も早い回復を祈る。
- ・一日も早く平穏な学校を取り戻し、正常に授業が行えるようにする。
- ・市教委との密接な連絡と指導助言にそって対処する。
- ・保護者への誠意ある対応を心がけ、愛情をもって児童にかかわる。
- ・すべて記録を取る。

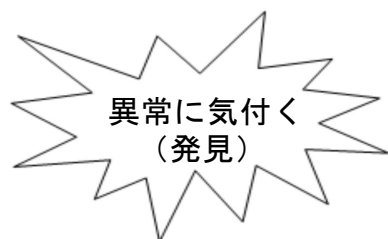
対応の手順



【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

15 アナフィラキシー発症時の対応

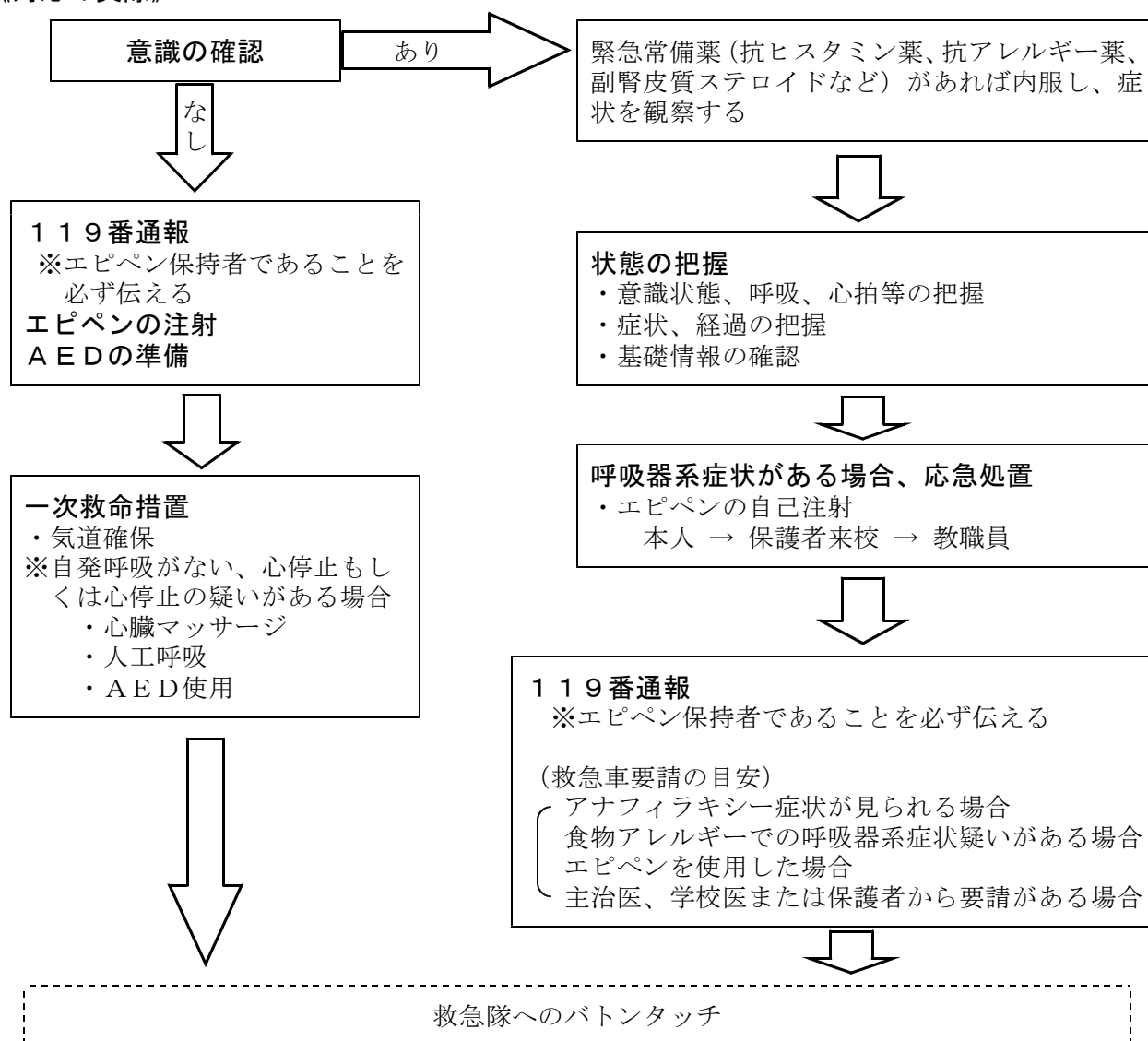


発見者が行うこと

- ・発症した児童から目を離さない。
(意識状態、呼吸、脈拍、症状の把握)
- ・人手の確保
(近くの児童に他の教職員を呼ぶように伝える)

全職員で対応する 校長・教頭等が全体を把握し、対応車への指示を行う	
応援にかけつけた教職員が行うこと ・校長、教頭、養護教諭への連絡 ・周囲の児童の管理 ・応急処置への参加	校長、教頭等が行うこと ・保護者への連絡 ・救急車要請などの判断 ・緊急時連絡先への連絡・相談

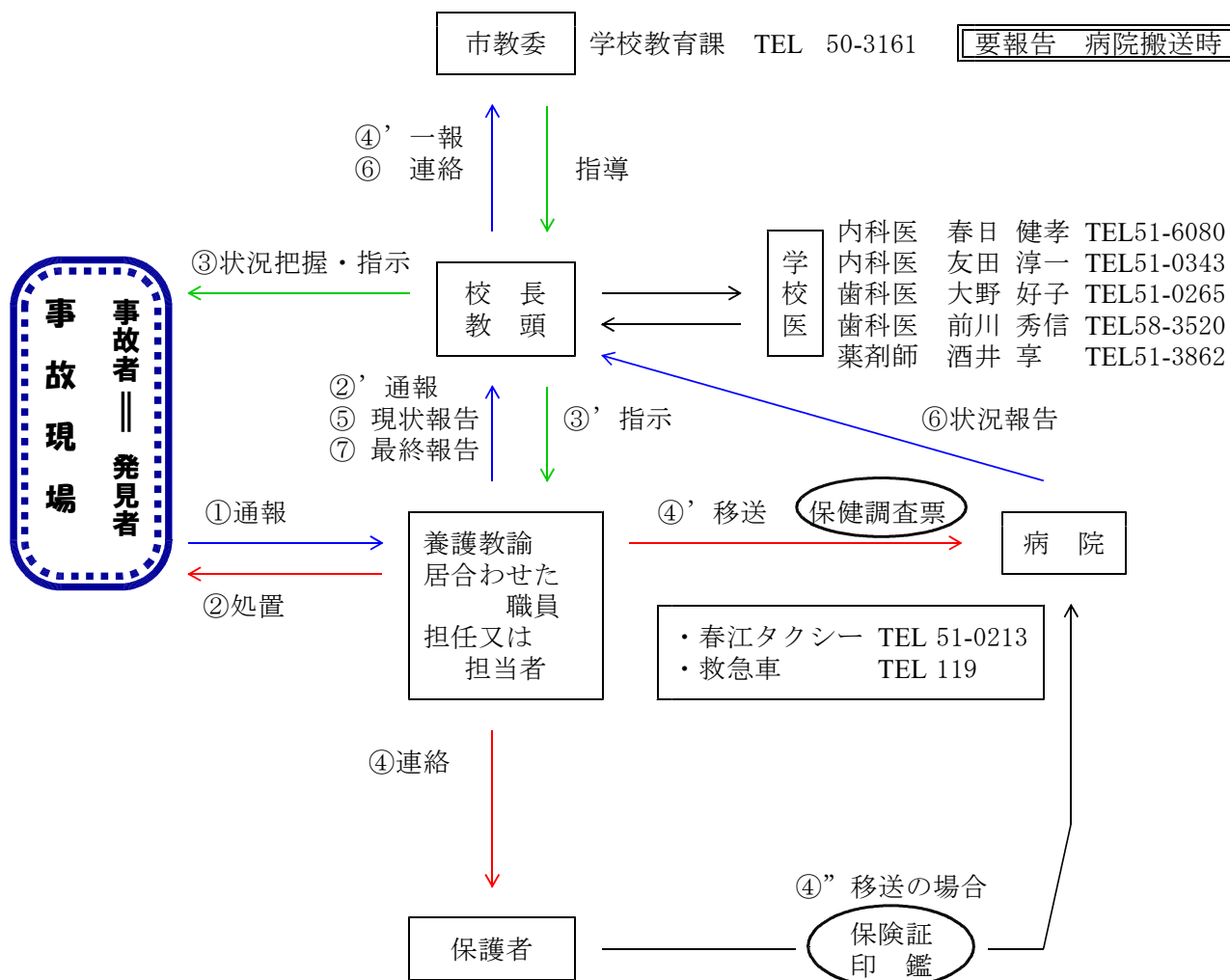
《対応の実際》



【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 … 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 … 市教委により、判断・調査

16 児童の事故(けが・重病)発生時の救急医療体制



- 要救助者を発見した時、発見者はすぐに心肺蘇生などの救助を行う。
- 時間の確認を行う。
- 救急車は 校長の指示 により要請する
 - <学校付近でサイレンを止めてもらう。>
- 救急隊が到着するまで、発見者は要救助者につきそう。状況説明を行う。
- 児童の整理をする。(野次馬により、状態が悪化することを防止する。ショック状態の回避)
- 養護教諭不在の時は、保健主事を中心に救急処置を行う。
- 学校管理下の負傷で医師の受診をした時は、学校健康センターの手続きを行う。
- 毎日の健康観察を十分に行う。
- 事故発生の際には、迅速かつ的確に行動する。

【重大な事件・事故災害発生の場合】

- (1) 基本調査 …… 教職員・児童からの聴き取り、保護者への説明
- (2) 詳細調査 …… 市教委により、判断・調査

緊急連絡先一覧

連絡の要点

- (1) 学 校 名 坂井市立春江小学校 (2) 学校住所 坂井市春江町境 2 8 - 2 8
 (3) 電話番号 5 1 - 0 1 7 2 (4) 連絡者名 ○○ ○○
 (5) 概要説明 (* 簡潔に、要領よく)

機 関 名		電 話 番 号
嶺北消防署（緊急 1 1 9）		5 1 - 1 1 1 1
坂井警察署（緊急 1 1 0） 春江交番		6 6 - 0 1 1 0 5 1 - 0 0 5 1
坂井市教育委員会	学校教育課	5 0 - 3 1 6 1
坂井市青少年愛護センター		5 1 - 9 4 1 0
眼 科	鈴木眼科クリニック	5 8 - 5 2 0 0
耳 鼻 科	松浦耳鼻咽喉科	5 1 - 1 1 8 7
外 科	あんねん整形外科	5 8 - 0 5 0 0
歯 科	大野歯科 まめだ歯科	5 1 - 0 2 6 5 5 8 - 3 5 2 0
総 合 病 院	春江病院	5 1 - 0 0 2 9